

「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」の対応結果について

(知事部局・病院事業庁・教育委員会・警察本部)

平成 20 年 3 月に策定しました「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」において、「総人件費の削減」及び「特殊勤務手当の見直し」について取り組むとしておりましたが、その対応結果は次のとおりです。

同方針における取組のうち、「技能労務職員等に係る業務のあり方の整理」については、既に平成 22 年 3 月 23 日付けで公表しております。

なお、同方針に基づく取組については 24 年度末で終了しますが、引き続き、技能労務職員等の給与等の見直しについて取り組んでまいります。

取組方針における具体的な取組内容

- ◎技能労務職員等について、平成 21 年度末までを目途に、今後の「業務のあり方」を整理する（→公表済み）
- ◎技能労務職員等に係る総人件費を、平成 20 年度からの 5 年間で約 2 割の削減に取り組む（H19：約 62.5 億円→H24：約 50 億円）
- ◎技能労務職員等に係る「特殊勤務手当」を見直す

◎ 技能労務職員等に係る総人件費の削減

給与制度及び職員定数の適正化を着実に進め、技能労務職員等に係る総人件費を、平成 19 年度の約 62.5 億円から平成 24 年度には約 48.7 億円まで削減し、目標を上回る約▲22%（▲13.8 億円）の削減を達成しました。

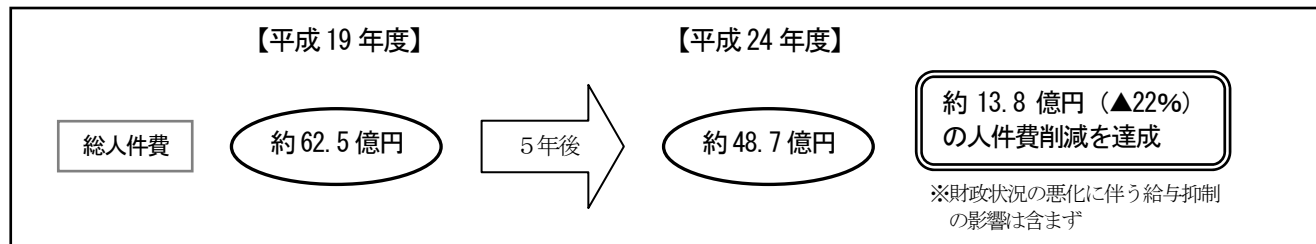
○ 適用給料表の見直し

一般の行政職員と同じ行政職給料表（一）を適用していましたが、平成 24 年 4 月 1 日から、国の技能労務職員等と同じ行政職給料表（二）を基本とした現業職給料表に見直しました。

○ 職員定数の削減

行革による定数削減等を積極的に進め、技能労務職員の職員数を平成 19 年度の 693 人から平成 24 年度には 466 人まで削減（▲227 人（▲32.8%））しました。

《 総人件費の削減実績 》



◎ 技能労務職員等に係る「特殊勤務手当」の見直し

支給基準や支給額、支給方法等について、国及び他県の状況等を把握しつつ、手当の趣旨や社会情勢の変化などを踏まえて、随時、見直しを行っております。

《 技能労務職員等に係る特殊勤務手当の主な見直し実績（平成20年4月以降） 》

	主な見直し内容	《参考》 効果額
知事部局	死体処理手当の廃止（H25.4）	約▲460万円
	防疫検査手当、危険物処理手当、深夜特殊業務等手当及び特殊現場作業手当に係る支給額の引下げ、及び支給対象業務の見直し（H25.4）	
	動物処理手当に係る支給方法の月額支給から日額支給への見直し、及び支給対象業務の見直し（H23.8）	
教育委員会	漁獲手当の廃止（H20.4）	
	夜間教育課程勤務手当の廃止（H25.4）	
	特殊現場作業手当に係る支給額の引下げ（H25.4）	
警察本部	刑事作業手当、運転免許技能試験等手当及び自動車検査等作業手当の廃止（H20.4）	
	深夜特殊業務等手当に係る支給対象業務の見直し（H20.4）	
病院事業庁	社会福祉業務手当及び動物処理手当の廃止（H22.10）	
	死体処理手当の廃止（H25.4）	
	防疫検査手当に係る支給額の引下げ（H25.4）	